

奈良県における ジェネリック医薬品の普及と課題

全国健康保険協会（協会けんぽ）奈良支部

1 はじめに

下の図1をご覧ください。「ジェネリック医薬品」と「スマートフォン」の使用率を表しています。

少し驚かれたかもしれませんが、実はスマートフォンよりジェネリック医薬品を使用している人の割合が多いという結果が出ています*1。

確かにジェネリック医薬品という言葉もずいぶん定着し、ジェネリック医薬品の使用率もこの数年で飛躍的に増加しました。

しかしながら、いまだにジェネリック医薬品の正しい情報が届いておらず、漫然とした「不安」や「なんとなく心配」といった考えをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

※1 ジェネリック医薬品使用率：H30年3月協会けんぽ全加入者の使用実績。スマートフォン使用率：総務省「平成30年通信利用動向調査の結果」。

図1：ジェネリック医薬品とスマートフォンの使用率比較（協会けんぽ奈良支部調べ）



2 ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の独占の販売期間（特許期間など）が終了した後、厚生労働大臣から承認を得て製造販売される、新薬と同じ有効成分を含む医薬品で、薬事行政上は「後発医薬品」として取り扱われます。

また、ジェネリック医薬品は医療用医薬品（医師の処方箋が必要な薬）に属し、ドラッグストア等で買える一般用医薬品（市販薬）ではありません。

現在、日本ではジェネリック医薬品として、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病、花粉症（アレルギー疾患）、点眼剤、貼付剤、爪水虫（爪白せん）薬、抗生物質や抗がん剤など、沢山の種類が製造販売されています。

3 ジェネリック医薬品はなぜ安い？

新薬の開発には長い歳月と莫大な費用がかかります。そのため、開発した会社が特許を取得すると概ね20～25年の間、独占的に製造販売することができます。

その特許が切れた後、同じ有効成分を使って製造・販売されるものが、ジェネリック医薬品であり、薬の開発にかかる期間は、新薬が9～17年に対し、ジェネリック医薬品は3～4年とされています。

ジェネリック医薬品は、新薬で有効性や安全性が確認された有効成分によって開発されていますので、研究開発にかかる時間やコストを抑えられるとともに、一人ひとりの自己負担や保険料、国民医療費の抑制のために、国が価格を新薬の半分以下に設定しているのです。

4 効き目や安全性・品質は大丈夫？

さらに分かり易く言えば、ジェネリック医薬品は、新薬の長期間にわたる特許期間中に、効き目や安全性などが十分確認された同じ有効成分で作られているのです。とはいえ、素朴な疑問として「不安」や「なんとなく心配」という意見も多いと思います。では、新薬との違いはどこにあるのでしょうか？

ジェネリック医薬品は、有効成分・分量等は新薬と「同一」ですが、効能・効果、用法・用量は新薬と「原則同一」とされており、「異なってもいい」項目があります。(図2)

新薬と「異なってもいい」項目は、薬の形状、色、におい、味、添加物、包装資材などが挙げられます。

一般的にジェネリック医薬品の服薬メリットとして、価格以外ではこの「飲みやすさへの工夫」が強調されています。新薬が開発されてからジェネリック医薬品が登場するまでの間に、製剤技術

なども飛躍的に向上するため、服用しやすいジェネリック医薬品が登場することは患者さんにとっても大きなメリットになります。

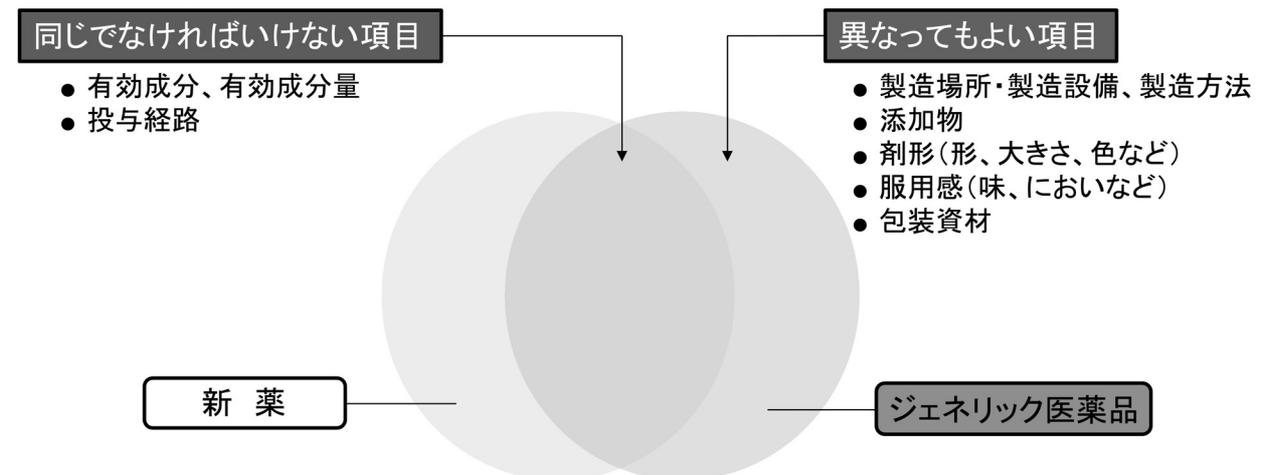
一方、医療関係者や患者さんからは、ジェネリック医薬品に対する不安の声として「ちょっと効き目が違う?」「(湿布などの)貼り心地が違う?」などを耳にする機会もあります。成分や効果が同一なのに、どうしてこのような声が聞かれるのでしょうか？

例えば、製造・製法が異なる場合では、薬のコーティング部分に使用される添加物、錠剤・粉末・カプセルといった薬の形状が異なってきます。

飲み薬の場合、上記の条件が異なれば、吸収速度や分解される状態などが異なり、人によっては薬の作用も多少は変わってくると考えられます。

また、湿布や塗り薬では有効成分をコントロールする製剤技術に特許があります。そのため、例えば皮膚に塗った時、有効成分は同一でも、均一に浸透させていく技術の違いにより、使用感の違いがみられることが考えられます。

図2：ジェネリック医薬品と新薬の違い



5 医療費増でジェネリックが注目

私たちの住む日本では、国民皆保険制度により、全国の医療機関において一定の自己負担で、良質の医療サービスを受けることができます。

その歴史は古く、1961（昭和36）年に導入され、半世紀を過ぎた現在も、世界に誇れる制度を維持しています。

一方、急速な高齢化の進展や、医療技術の進歩（高額な医療）などにより、国民医療費は年々増え続けています。

平成29年度の国民医療費は、43兆710億円となり、前年より9,329億円（2.2%）増加しました。（図3）

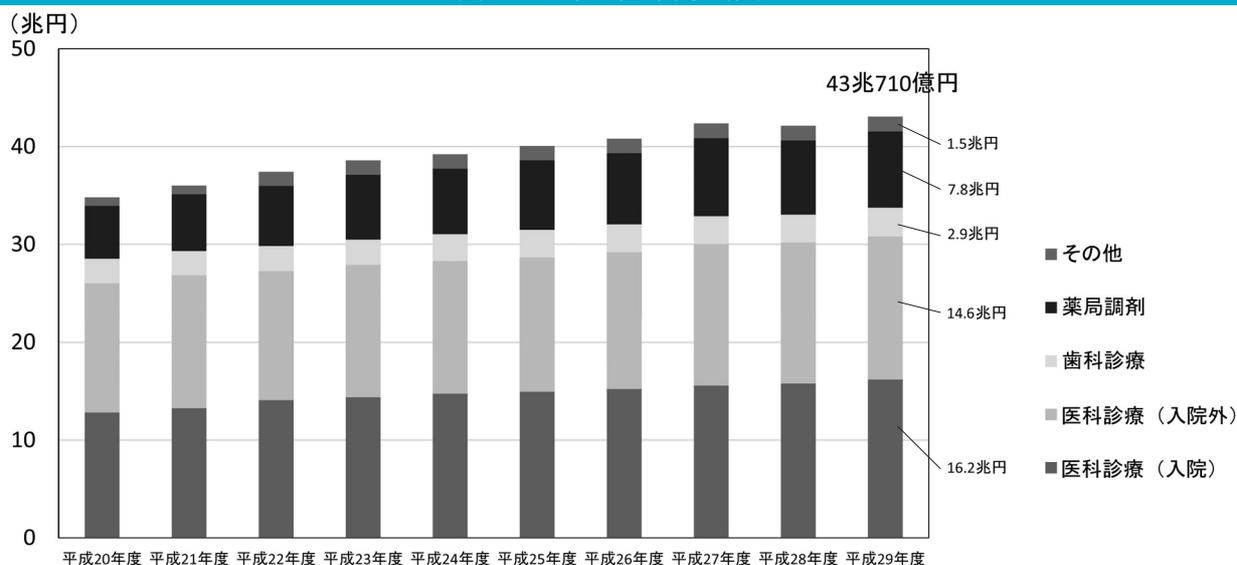
社会保障制度を維持するため、消費税が10%となったことは記憶に新しいところですが、国民医療費の約20%を占める薬剤費も年々増加傾向にある中、新薬より低価格で提供されるジェネリック医薬品の使用が必要とされています。

6 国の取り組み

ジェネリック医薬品の普及は、経済的負担の軽減とともに、保険料の引き上げの抑制や医療保険財政の改善にも寄与することから、国は平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、推進を図ってきました。また、国はジェネリック医薬品の使用割合を令和2年9月までに80%（数量ベース）とする目標を定め、達成に向け行政（国や都道府県）、医療関係者、協会けんぽなどの医療保険者、医薬品関係者とともに使用促進強化を図り、診療報酬においてもインセンティブやペナルティの仕組みを導入するなど推進に向けた取り組みを強化しています。

普及の進捗状況について、令和元年9月におけるジェネリック医薬品の使用割合は72.6%（平成30年9月：65.8%）となっており、国の目標である80%に向けて、さらなる使用促進への取り組みが求められます。（図4）

図3：日本の医療費の推移



（出典）厚生労働省「国民医療費の概況」各年度
（注）「その他」は、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費、療養費等

図4：ジェネリック医薬品使用促進への取り組み

実施年	項目	主な内容	
2007(H19)	閣議決定 厚生労働省	「経済財政改革の基本方針2007」 「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」	2012(H24)年度に使用率30%(数量ベース)とする
2008(H20)	処方箋様式 見直し	患者の選択で保険薬局においてジェネリック医薬品 に変更することが可能となる	ジェネリック医薬品に変更が可能と判断した場合に医師が署名 等を行う従来の様式から、ジェネリック医薬品に変更が不可能と 判断した場合に署名等する様式に変更
2008(H20)	診療報酬制度 改定	「後発医薬品調剤体制加算」の新設	ジェネリック医薬品の調剤率が30%以上の時に診療報酬が増額
2010(H22)	診療報酬制度 改定	「後発医薬品使用体制加算」の新設	ジェネリック医薬品の採用品目数などによって診療報酬が加算
2012(H24)	診療報酬制度 改正	「薬剤服薬歴管理指導料」の新設	お薬手帳などで患者の服薬履歴を管理することで診療報酬が 加算
2013(H25)	厚生労働省	「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマッ プ」	2018(H30)年度までに使用率60%(数量シェア)とする
2015(H27)	閣議決定	「経済財政運営と改革の基本方針2015」	・2017(H29)年度に使用率70%(数量シェア)以上とする ・2018(H30)年度から2020(R2)年度までの間のなるべく早い時 期に80%以上とする
2016(H28)	診療報酬制度 改正	ジェネリック医薬品の調剤割合の低い保険薬局に対 しペナルティを課す仕組みの導入	・調剤割合が30%未満の場合、「基準調剤加算」の算定を不可 ・後発医薬品調剤体制加算の算定要件が65%以上から75%以 上に引き上げ など
2017(H29)	閣議決定	「経済財政運営と改革の基本方針2017」	2020(R2)年9月までに使用率80%(数量シェア)とする

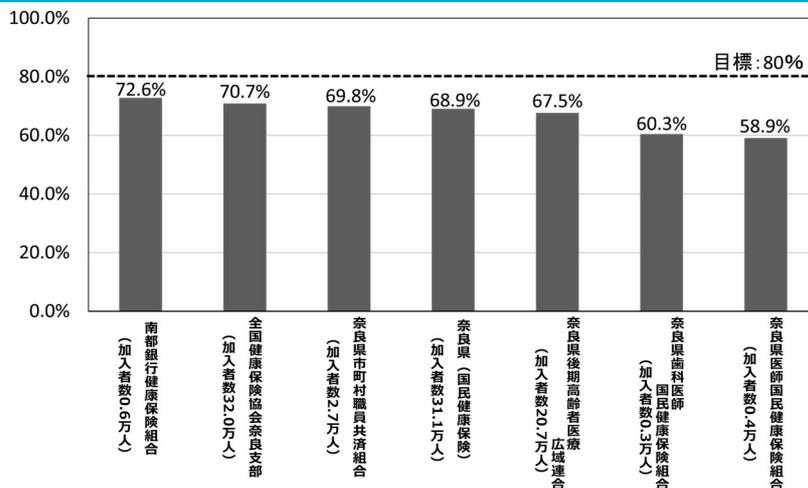
7 奈良県の使用状況

厚生労働省が公表しているデータによりますと、奈良県のジェネリック医薬品使用率は、平成31年3月現在、非常に残念な結果ではありますが、全国比較でも大幅に低い水準となっています。

ジェネリックの使用率を更に詳しく、県内の主

な医療保険者別でみると、南都銀行健康保険組合の72.6%が一番高く、主に働く世代の事業所が加入する協会けんぽ奈良支部の70.7%が続き、自営業者などが加入する国民健康保険が68.9%、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療では67.5%となっています。(図5)

図5：奈良県における主な保険者別ジェネリック医薬品使用状況



(出典：令和元年9月24日厚生労働省公表「保険者別の後発医薬品の使用割合の公表について」(平成31年3月診療分))

8 なぜ使用割合が低いのか？

協会けんぽ奈良支部では、令和元年12月に、ジェネリック医薬品の現状や課題を確認するため、約2,000社・6,000人の方にアンケートを送付し、1,816人から回答を得ることができました。

アンケートでは、ジェネリック医薬品の認知度や日常的な服薬状況、ジェネリック医薬品を使用している方へはそのきっかけを、使用しない方へはその理由などを調査し、次のような結果を得ました。

ジェネリック医薬品の認知度については、「知っている89.8%」「詳しくは知らない9.2%」「聞いたことがない0.1%」となり、概ね高い認知度である事が分かりました。(図6)

図6：ジェネリック医薬品の認知度

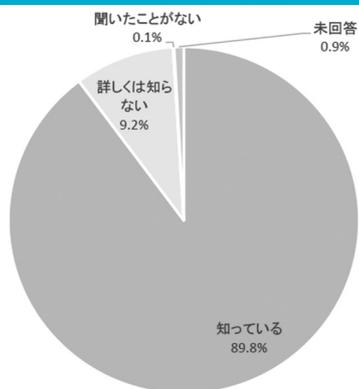
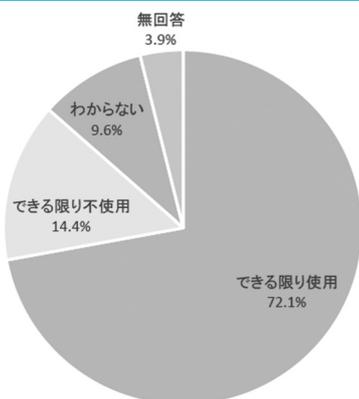


図7：ジェネリック医薬品の使用率



日常的に薬を服用している方(699人)のジェネリック医薬品使用率は72.1%となり、その使用率は協会けんぽ奈良支部の使用状況実績を反映した結果となりました。

また、ジェネリック医薬品を使用している方(504人)へ使用のきっかけを確認した結果(複数回答)では、「薬剤師のすすめ(293人)」が最も多く、続いて「医師のすすめ(161人)」となりました。使用するポイント(複数回答)は「費用が安くなる(432人)」「効果・安全性が変わらないため(226人)」と続き、ジェネリック医薬品は安価で経済的であるとともに、安心して使用されている現状を確認することができました。(図7、8、9)

一方、日常的に服用をしているが、ジェネリック

図8：ジェネリック医薬品の使用のきっかけ

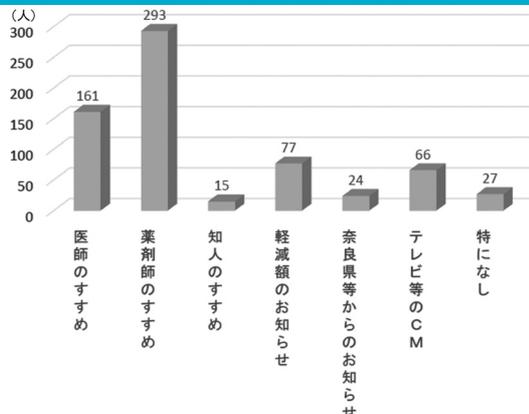
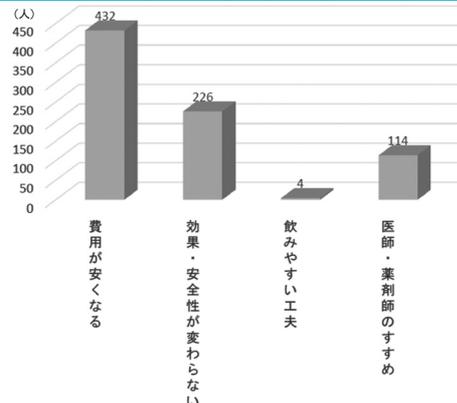


図9：ジェネリック医薬品の使用のポイント



医薬品を使用していない方（101人）にその理由を尋ねると、「効果や安全性に不安（50人）」「使い慣れた薬がいい（37人）」「医師がすすめない（29人）」という回答（複数回答）になりました。

ジェネリック医薬品を使用する場合のきっかけとして、どのような情報が必要か尋ねると、「安全性（47人）」や「効き目（46人）」の情報とともに「医師・薬剤師からのすすめがあること（43人）」との回答（複数回答）がありました。（図10、11）

ジェネリック医薬品を使用しない方に、これまでのジェネリック医薬品使用状況を尋ねたところ、52.5%（53人）が「過去に利用したことがある」と回答しました。（図12）

使用しなくなった理由（複数回答）は「効き目が

図10：ジェネリック医薬品を使用しない理由

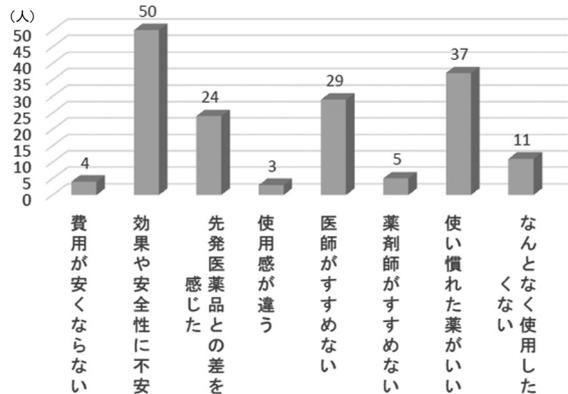
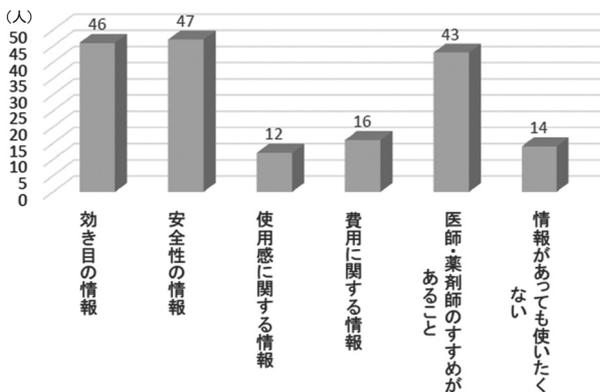


図11：ジェネリック医薬品を使用する場合のきっかけ



違った（21人）」「使用感が違った（7人）」と効果・効能に関する理由とともに「費用があまり変わらなかった（7人）」となりました。（図13）

更に、金額的なメリット（自分の薬代がいくら安くなれば利用しますか？）に関する問いでは、「どれだけ安くても使用しない（38人）」が一番多く37.6%を占め、続いて「500円（31人）」（30.7%）となりました。（図14）

ジェネリック医薬品の推進には、安価で経済的という観点とともに、効果や安全性の不安解消や、新しく服用する薬に関する情報を丁寧にお伝えすることが重要と考えられます。

また、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師に相談できる環境も重要です。医療の専門家である医師や薬剤師から教えていただくことで、自分に合った

図12：ジェネリック医薬品の過去使用状況

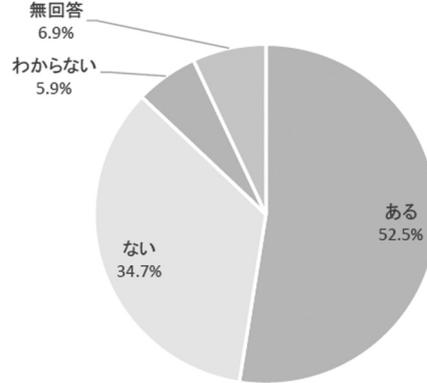


図13：ジェネリック医薬品を使用しなくなった理由

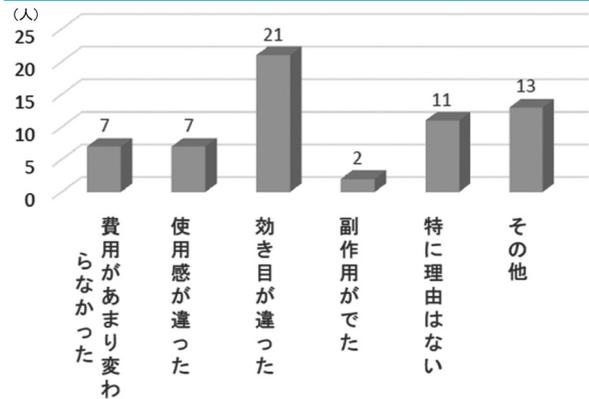
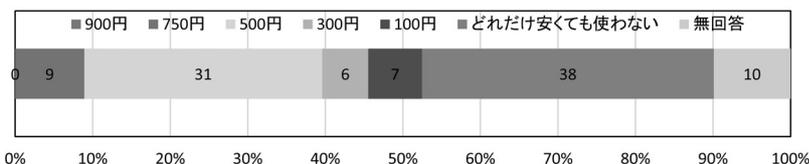


図 14：ジェネリック医薬品を使用する金額的メリット

自己負担額が1,000円の先発医薬品の場合、ジェネリック医薬品が何円であれば変更してもよいか。



900円	0人	0.0%
750円	9人	8.9%
500円	31人	30.7%
300円	6人	5.9%
100円	7人	6.9%
どれだけ安くても使わない	38人	37.6%
無回答	10人	9.9%

ジェネリック医薬品を安心して使用できる環境になることが不安の解消につながると思われます。

9 協会けんぽ奈良支部の分析

協会けんぽ奈良支部には、令和元年12月現在、奈良県内の事業所約17,500社、加入者325,458人（被保険者：184,538人、被扶養者：140,920人）が加入しております。

協会けんぽ全体では、約230万社、加入者約4,045万人（国民の3.1人に1人）が加入する日本最大の保険者となっておりますが、協会けんぽ支部別におけるジェネリック医薬品使用割合は、沖縄

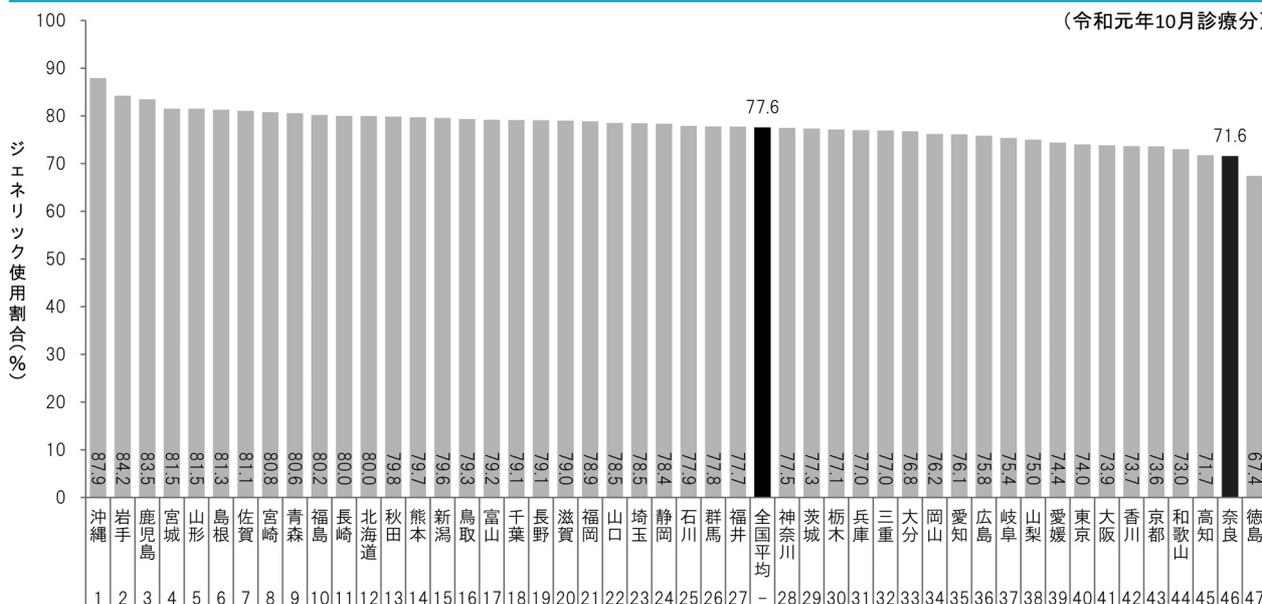
が87.9%と最も高く、奈良は71.6%全国46位と、年々最下位に近づいており、奈良と沖縄との差は16.3%もあります。（図15）

奈良県内の地域別（二次医療圏別）の分析では、西和地区の使用率が最も高く75.1%となり、南和地区が66.4%と最も低い結果となりました。中和地区と東和地区については、使用率が低くなっていますが、院内処方が多い大規模医療機関の影響が大変大きいと考えられます。（図16）

奈良支部の特徴で顕著なものが、院内処方におけるジェネリック医薬品使用率です。その割合は56.0%となっており、全国ワースト1の結果となっ

図 15：協会けんぽ支部別ジェネリック医薬品使用割合

（令和元年10月診療分）



院内処方と院外処方

院内処方とは、医療機関内において薬の受け取りが行えることを言います。

一方、院外処方とは、医師から処方箋を受け取り、外部の調剤薬局で薬を受け取ることを言います。

ています。(図 17)

年齢別のジェネリック医薬品使用率は、協会けんぽ全体では若年層の使用割合が低いことが課題ですが、奈良支部では中高年から高齢者の使用割合が低く、特に 40～59 歳で 71.9%（全国平均 78.1%）、60～74 歳では 70.6%（全国平均 78.0%）と、全国平均との乖離が大きくなっていることが特徴

図 16：奈良県内地域別ジェネリック医薬品使用割合

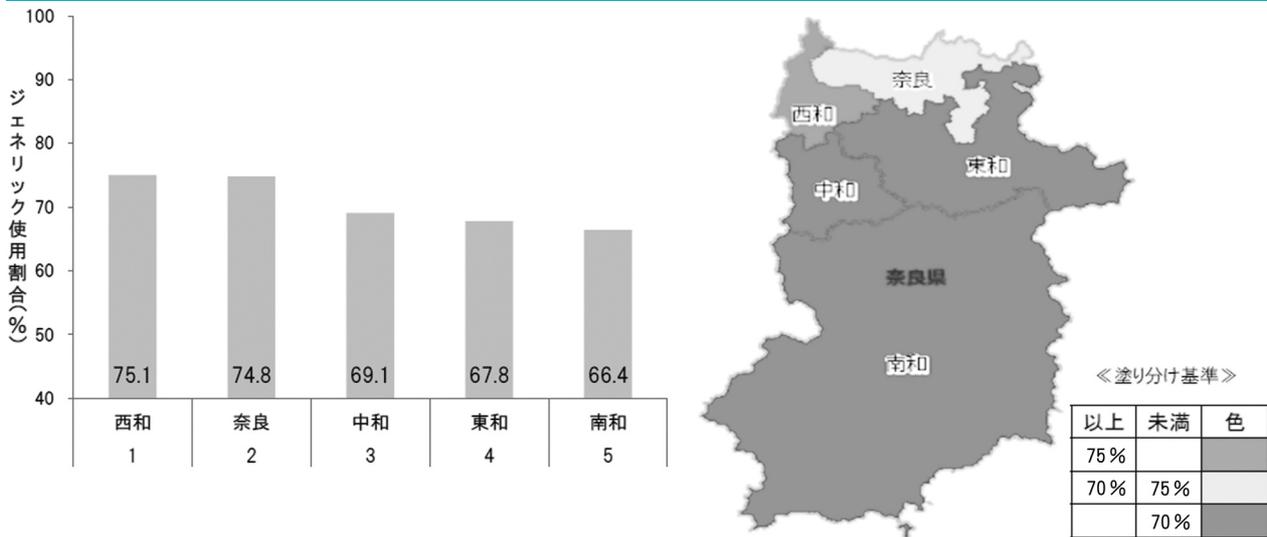


図 17：協会けんぽ支部別ジェネリック医薬品使用割合（院内処方）

(令和元年10月診療分)

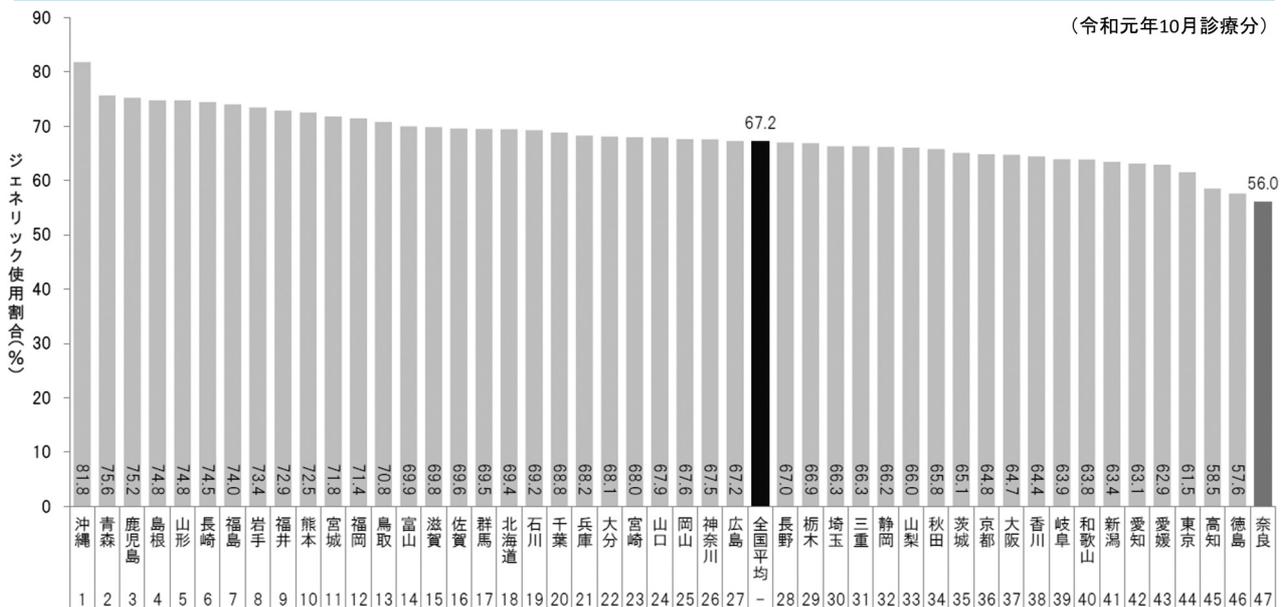


図 18：協会けんぽ奈良支部年齢別ジェネリック医薬品使用割合

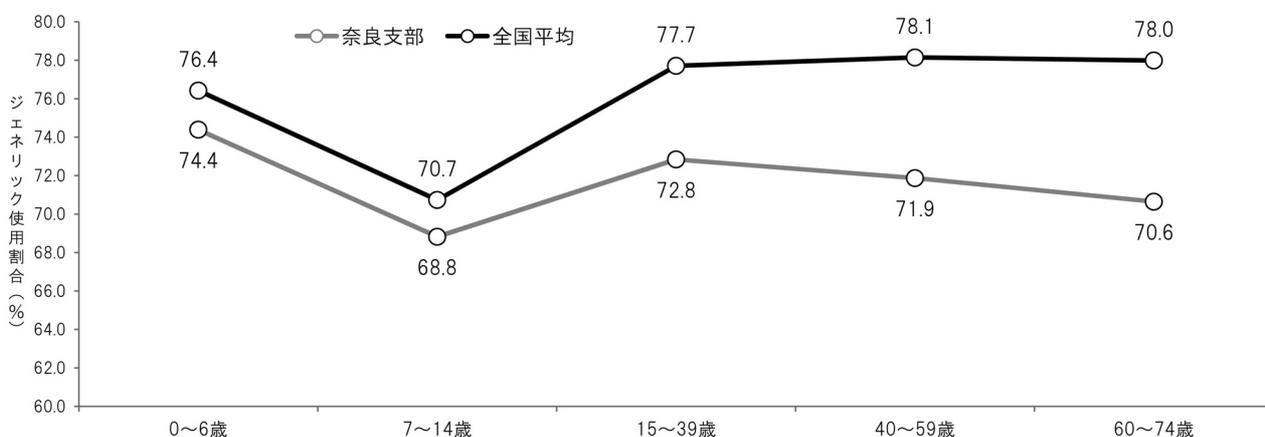


図 19：協会けんぽ奈良支部におけるジェネリック医薬品使用率の傾向

- 使用割合は**71.6%**で**全国46位**（令和元年10月診療分）
- 二次医療圏別では**南和地区**の使用率が66.4%と最も低く、西和地区が75.1%となっている。
- **院内処方**の使用割合は**56.0%**で**全国ワースト1位**
院内処方における使用率では、**外来診療（病院）**が**44.1%**で**全国ワースト1位**
外来診療（診療所）では**61.1%**で**全国42位**
- **院外処方**の使用割合については、全国平均（79.8%）は下回っているものの、院内処方に比べると使用割合は**79.6%**と**全国29位**、調剤薬局で処方される場合はジェネリックの使用割合が比較的高いことが分かる。
- 年代別では、協会全体では若年層の使用割合が低いことが課題であるが、奈良県では**高齢者の使用割合が低く、高齢になるほど全国平均との乖離幅が大きい。**
- **公費対象**のジェネリック使用割合は、全国的にもやや低い傾向だが、全国平均67.5%に対し、奈良は**59.0%**となっており、特に東和地域、中和地域、南和地域の使用率が低い。

公費対象：病気の種類や患者の条件によって、法律に基づき医療費の全額あるいは一部を国や地方自治体が負担するもの。

と言えます。（図 18）

協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品の使用状況に関する分析をまとめると図 19 の通りとなりますが、まだまだ多くの課題があり、今後もより一層の対策が必要となります。

10 協会けんぽ奈良支部の取り組み

令和 2 年 2 月に協会けんぽ本部においてプレスリリースされた通り、今年 9 月時点でのジェネリック医薬品使用割合 80%達成を目指し、全支部において「緊急対策」として、医療機関・調剤薬局・加入者等への働きかけを強化しており、奈良支部では次の 3 点の重点対策に注力しております。

①医療機関、調剤薬局への訪問要請

個別の医療機関・調剤薬局ごとのジェネリック医薬品の処方状況等を「見える化」したツールを持参し、積極的に訪問して使用促進を要請していきます。

②広報の強化

広くジェネリック医薬品を知っていただくため、以下の広報を実施していきます。

- ・ジェネリック医薬品普及啓発ポスター配布
- ・奈良交通バスの車体ラッピング広告と車内デジタルサイネージ広告
- ・Facebook、インスタグラム等のSNSを通じた広告

③ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの強化

新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を、ご本人に通知しています。

(図21)

年2回（2月・8月）にお送りしておりますが、令和2年2月の通知では、通知対象年齢を18歳以上から15歳以上に引き下げ、協会けんぽ奈良支部の加入者26,461人の方へ通知をお送りしました。

図20：ジェネリック医薬品に関するお知らせ（院内版サンプル）

5.貴医療機関における後発品取組割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品取組割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
取組割合が低い医薬品は、特に後発品の取組促進にご協力をお願いします。

品名	後発品取組割合	前年比	取組割合	前年比	取組割合	前年比	取組割合	前年比	取組割合	前年比
○	10.30%	2.51%	2,212	1,290	960	626	716	407	511	76
○	79.6%	76.9%	72.9%	82.8%	44.4%	62.7%	77.6%	83.2%	78.1%	34.9%
○	79.0%	86.4%	78.6%	19.7%	35.3%	22.7%	67.0%	53.9%	82.2%	24.9%
○	67.6%	61.7%	64.7%	25.1%	71.7%	55.0%	60.3%	61.7%	49.3%	12.7%

患者に安心感を与えるための説明 ～後発品使用促進に向けた医療機関の取組事例～

精神科の患者には、特定の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が変更することを嫌がる患者もいた。このような患者に対しては「同じような効果があるから試してみたい」と勧め、一週間試薬してもらい、継続服用できているかを再訪したうえで使用を継続してもらうように促している。

効果がなかったり、弱かったりも（名前が変わった）と理解し、継続することができた。ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしていた。これにより患者に安心感を与え、医師の考えを示すことができた。

図21：ジェネリック医薬品軽減額通知の見本

ジェネリック医薬品を使ってみませんか?

あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記載しています。

<裏面のお知らせの見方>

見本

ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたのお薬代を減らすことができます

1 平成31年4月に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

医薬品名/規格	元薬代 （注）	ジェネリック医薬品に 変更した際の 軽減できるお薬代
○	5,690	2,710
○	1,850	1,130
○	870	260
○	2,490	820
○	1,230	430
合計	12,130	5,350

2 軽減額

3 処方年月

4 お薬代

5 注意事項

- 1 処方年月
この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。
- 2 お薬代の軽減可能額
ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。
※お薬代以外の診療等に要する費用は含まれていません。
- 3 お薬名
軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。
- 4 お薬代
ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。
- 5 注意事項

Q. 具体的なジェネリック医薬品の名前が書いていないのはなぜ?

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があるため、この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。

11 ジェネリック医薬品の推進、更なる普及と定着化へ

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年問題により、国民皆保険の持続可能性が大きな問題になっています。

特に医療費は、年金とは異なり、費用が確実に見込めないうえ、高齢化や医療の高度化が進み、医療費の負担は確実に大きなものとなっていきます。

その中で、安心して質の高い医療サービスを受しつつ、節約ができるものがジェネリック医薬品と言えます。

本稿でもお伝えした通り、5年前に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、ジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とすることが決定され、全国ベースで取り組みが強化されてきました。

協会けんぽでも、全国47支部のうち12支部で

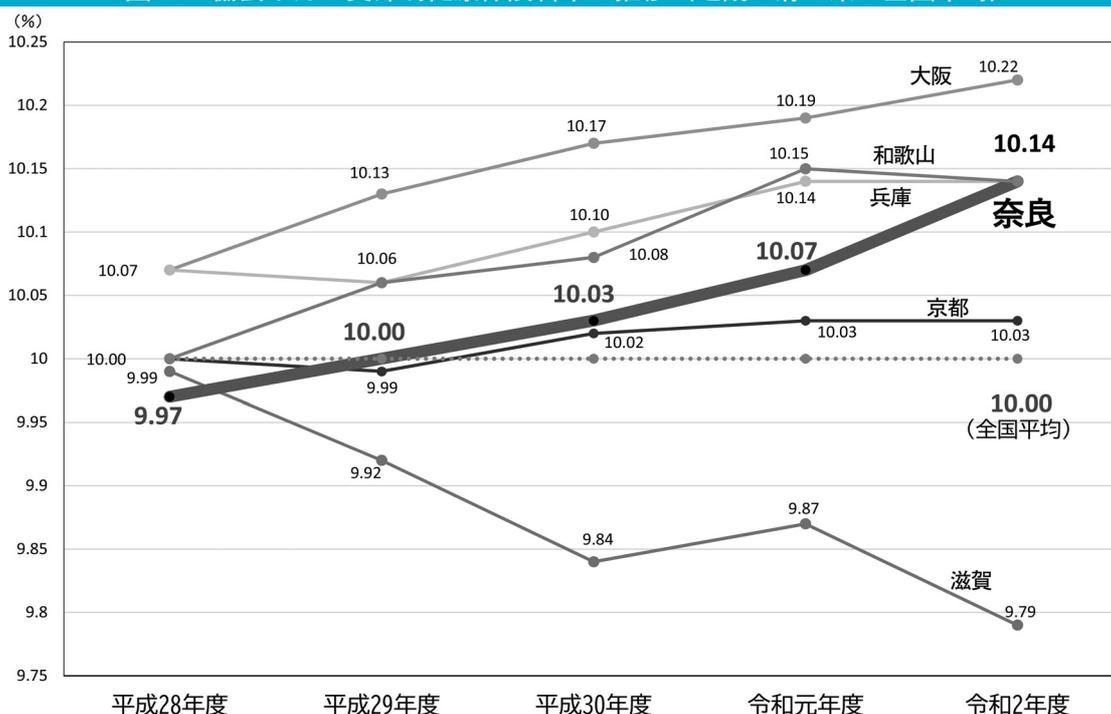
は既にジェネリック医薬品の使用80%以上を達成しておりますが、奈良県では、前述のように協会けんぽや一部の保険者においては県内平均を上回っているものの、協会けんぽの全支部比較では、全国ワースト2位となっています。

すでに全国ベースでジェネリック医薬品の安全性・経済性・合理性が確認されている中で、奈良県民がそのメリットや利益・恩恵を十分に享受できていないことがお分かりいただけたかと思います。

協会けんぽでは毎年、都道府県ごとに健康保険の保険料率を決定しておりますが、残念ながら奈良支部の保険料率は4年連続で引き上げられ、4年前は近畿2府4県で一番低かった保険料率が一番高くなりつつあります。（図22）

事業主様、加入者の皆様の保険料負担軽減と、全国的にも稀な「5年連続の保険料率引き上げ」に歯止めをかけるためにも、医療費の適正化に直結するジェネリック医薬品の使用につき、職場の皆

図22：協会けんぽ支部別健康保険料率の推移（近畿2府4県と全国平均）



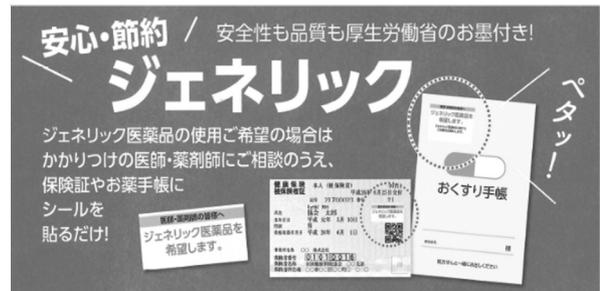
様やご家族のご理解とご協力を得ながら、推進して参りたいと考えております。

以上のように、伸びしろが大きいジェネリック医薬品の普及促進は、本当に価値ある取り組みでもありますので、医療関係者様をはじめ、県民の皆様方お一人おひとりの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に3つのお願いをして、終わりとさせていただきます。

<参考文献等>

- ・ジェネリック医薬品パーフェクトガイド 改正2版 (日本ジェネリック製薬協会編)
- ・ジェネリック医薬品に関するアンケート (協会けんぽ奈良支部)



①かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持ちましょう。

②お薬手帳を持ちましょう。

③保険証やお薬手帳に「ジェネリック希望シール」を貼りましょう。

全国健康保険協会奈良支部は、この度の新型コロナウイルス感染拡大防止のために、大変なご苦勞をいただいている医療従事者の皆様をはじめ、行政機関、国民の健康と生活を支えてくださっている多くの関係者の皆様に、敬意を表し、感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大が1日でも早く収束することを願っております。



協会けんぽ奈良支部
健康づくり推進イメージキャラクター
ヘルシカくん

全国健康保険協会 (協会けんぽ) 奈良支部
企画総務部 企画総務グループ

〒630-8535 奈良市大宮町7丁目1番33号
奈良センタービル

TEL.0742-30-3700 FAX.0742-30-3670

ジェネリック医薬品については協会けんぽのホームページもご覧ください

URL: <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nara/>

